

有効期限と継続申請期間

登録申請した月の直前の決算月の翌月から1年8箇月の末日が、共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格の資格有効期限です。

資格有効期限後、さらに継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月から（登録申請を行った月が決算月の場合は、登録申請を行った翌月から）資格有効期限までに継続申請の手続きが必要です。

資格有効期限までに継続申請手続きを行い承認されなければ、競争入札参加資格が無くなり競争入札・見積競争に参加することができなくなります。

早めに継続申請の手続きをされるようご注意ください。

決算月	有効期限	継続申請期間
1月	9月末日まで	2月から9月まで
2月	10月末日まで	3月から10月まで
3月	11月末日まで	4月から11月まで
4月	12月末日まで	5月から12月まで
5月	1月末日まで	6月から1月まで
6月	2月末日まで	7月から2月まで
7月	3月末日まで	8月から3月まで
8月	4月末日まで	9月から4月まで
9月	5月末日まで	10月から5月まで
10月	6月末日まで	11月から6月まで
11月	7月末日まで	12月から7月まで
12月	8月末日まで	1月から8月まで

*個人事業者は、12月が決算月になります。

- ◆例えば、12月決算の事業者が2005年4月に登録申請した場合は、2006年8月末日が有効期限となり、継続申請できる期間は2006年1月から8月までとなります。